

衆議院環境委員会ニュース

平成 22.11.12 第 176 回国会第 4 号

11 月 12 日（金）第 4 回の委員会が開かれました。

1 環境影響評価法の一部を改正する法律案（第 174 回国会内閣提出第 55 号、参議院送付）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・松本環境大臣、近藤環境副大臣、樋高環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

山 崎 誠君（民主）

- ・COP10における国内外のNGOの「CBD - COP10 開催国日本の開発行為に対するNGO共同宣言」を踏まえ、開発による自然環境の破壊の現状に対する認識及びCOP10の成果の実効性確保に向けた決意を伺いたい。また、本改正案では生態系保全の趣旨がどのように盛り込まれているか。
- ・政令で定める市の長からの事業者への直接の意見提出の趣旨、意見提出権付与の対象範囲及び効果について伺いたい。また、条例に基づく環境影響評価（アセスメント）制度の重要性及び生物多様性地域戦略策定促進の必要性の観点から、地方公共団体の役割強化に向け、国としてどのように取り組んでいく考えか伺いたい。
- ・環境影響評価図書の電子縦覧の義務化の趣旨及び提出意見の対象事業への反映の担保方策について伺いたい。また、環境保全措置等（事後調査）の結果を公表させることとした趣旨について伺いたい。

田 中 和 徳君（自民）

- ・アセス法は我が国の環境保全にどのような役割を果たしてきたか、また、経済成長にはどのように寄与をしたか、数字でお示しいただきたい。
- ・複数の地方公共団体にまたがる事業の場合、合同審査会の開催など審査手続を効率化し、事業者の負担を軽減していく必要があると考えるが如何か。
- ・政令市の意見提出の制度につき、複数の自治体に跨る場合でも、アセス件数が多い政令市の実情をかんがみ、隣接の政令市、あるいは市町村も含み、より法の趣旨を生かす制度にしていくべきと考えるが、大臣の所感は如何か。

江 田 康 幸君（公明）

- ・今後、更なる上位の計画段階を対象とする戦略的環境アセスメント（以下「SEA」という。）を導入していく必

要があると思うが、大臣の認識を伺いたい。

- ・法の第 2 種事業の規模要件を一律に第 1 種事業の 0.75 とするのではなく、それぞれの事業の特性に応じた要件にする必要があると考えるがどうか。
- ・改正法の施行前でも改正法の趣旨を踏まえるよう事業者を指導していく必要がある。また、法の見直し時期の前倒しも必要と考えるが、大臣の見解を伺いたい。

福 井 照君（自民）

- ・政府の環境影響評価制度の経緯及び歴史的認識について伺いたい。また、本改正案においてSEAを民間事業者にも導入することとした趣旨について伺いたい。
- ・環境行政の観点からの我が国の国土経営戦略についての大臣の基本的考え方について伺いたい。
- ・水は我が国の戦略的資源であることを踏まえ、外国人に我が国の水源地が買収されている現状についての大臣の認識を伺いたい。

齋 藤 健君（自民）

- ・本改正案が通常国会での政局の影響で継続審査となったことは遺憾であるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・交付金化された事業を法の対象事業とする本改正案の趣旨について伺いたい。
- ・本改正案により環境影響評価手続が長期化し、地球温暖化対策の推進に逆行しかねないという懸念を踏まえ、地球温暖化対策に有効な場合は手続を短縮するなどの弾力的運用が必要ではないか。

吉 野 正 芳君（自民）

- ・SEAは、より上位の計画を対象とした政策を決める段階でのアセスメントであり、この考え方はCOP10の愛知目標（目標2）に掲げた生物多様性を評価して国家会計勘定に反映させる考え方と同じと考えるが、大臣の認識は如何か。

- ・ガイドラインに基づいて実施されたS E Aの件数はまだ不十分である。民間事業者には、十分な事例を収集・分析した上で法律を適用すべきであり、まずは同ガイドラインに基づいて実施すべきと考えるが如何か。
- ・事後調査を行い、環境の変化を検討することは重要であるが、事業者にそこまで義務付けするのは大きな負担である。資金面を含め負担軽減の措置を講ずる必要があると考えるが、大臣の見解は如何か。